平成２６年（フ）第８４号
東京都八王子市片倉町709番地９駅前Ｆｌａｔ201号、商業登記簿上の本店所在地東京都昭島市松原町５丁目18番６号
破産者　有限会社丹ファクトリー
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５号
東京都八王子市片倉町709番地９駅前Ｆｌａｔ201号
破産者　弓座　喜義
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６号
東京都八王子市片倉町709番地９駅前Ｆｌａｔ201号
破産者　弓座　公子
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１３号
岐阜市東鶉２丁目19番地
破産者　陽生株式会社
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３６８号
岐阜県山県市洞田578番地２
破産者　山内與志一
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４１５号
岐阜県関市洞戸市場170番地２
破産者　宮川組こと　宮川　浩幸
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
静岡県浜松市南区飯田町409番地の10
破産者　株式会社実礼
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
京都市西京区川島北裏町47番地
破産者　株式会社ウィンタス
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
京都市南区西九条東島町61―２　ステーションパレス京都702
破産者　株式会社ジャスト
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９１号
京都市西京区大原野東境谷町２丁目１番
破産者　株式会社ワールド
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０３号
京都府京田辺市大住仲ノ谷２番地の110
破産者　株式会社京都技建
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字長慶４番地の１
破産者　有限会社マキノエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
和歌山市雑賀崎1863番地
破産者　有限会社太公望
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
和歌山県岩出市山844番地の６
破産者　有限会社ＭＡＴ’Ｓ
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
和歌山市西浜1660番地の401和歌山市中央卸売市場内
破産者　有限会社淡路水産
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５２号
和歌山県岩出市中島1136番地
破産者　有限会社コーヨーテクノロジー
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８号
奈良県吉野郡吉野町大字樫尾159番地、住民票上の住所奈良県吉野郡川上村大字高原791番地
破産者　山風呂　緑
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第４１１号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―467号
破産者　伊藤　　登
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
山形県酒田市みずほ２丁目15番地の７　美原荘Ａ号、開始決定時の住所山形県酒田市本楯字新田目28番地
破産者　菅原タカ子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１５０号
茨城県日立市川尻町６丁目49番12―202号
破産者　増田　充孝
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部